

今治市ウィッグ及び補整具等購入費助成事業 Q & A

制度について		
1	この制度は何回も利用できますか。	再度の申請はできません。
2	再発した場合や異なるがんに罹患した場合には再度申請が可能ですか。	対象者1人につき、1回限りです。ただし、ウィッグ及び補整具等のそれぞれ1回申請ができます。
3	ウィッグと補整具等の両方とも申請することが可能ですか。	ウィッグと補整具等のそれぞれについて、対象者1人につき1回限りとなりますので、両方とも申請可能です。
4	申請の期限はいつまでですか。	購入した日の翌日から起算して1年以内に申請する必要があります。
5	ウィッグと補整具等の両方の購入を考えている場合、申請は一度に行う必要がありますか。	別々に申請いただいて問題ありません。それぞれ申請期限内に申請してください。
6	補整具等を購入する前に申請が必要ですか。	購入後（全ての支払いが済んだ後）に申請してください。
対象者について		
7	対象者に年齢や性別の制限はありますか。	年齢・性別の制限はありません。ただし、対象者が未成年の場合は、親権者が代理申請を行うことができます。
8	購入した日は市外に住民票がありましたが、申請する日には今治市に住民票があります。申請できますか。	申請日に今治市に住民票がある方が対象となります。ただし、他の自治体で同種の助成を受けたことがある方は対象外となります。
9	がんの治療は終了していますが、対象になりますか。	治療を受けた時期は問いません。現在、がん治療に伴う外見の変化があり、補整具等が必要な方で、購入品が申請期限内であれば対象となります。
対象品について		
10	使用する本人以外が購入したのも対象となりますか。	使用する本人と同一世帯の方が購入したものは対象になります。
11	購入する業者は決まっていますか。	業者の指定はしていません。店舗での購入でも、インターネットでの購入でも構いません。
12	購入する際にかかった送料や手数料は対象となりますか。	対象になりません。
対象品について（ウィッグ）		
13	複数のウィッグを複数の店舗で購入した場合も対象となりますか。	個数や購入店舗数は問いません。助成は1回のみとなりますので、まとめた合計額で申請してください。ただし、全ての購入品が申請期限内であることが必要です。
14	ウィッグはどのようなものが対象になりますか。	全頭用に限らず、部分用のウィッグも対象となります。「医療用」との記載がないものでも対象となります。毛付き帽子・帽子、皮膚保護用ネットも対象となります。クリーナー・リンス・ブラシ等のケア用品は対象になりません。

今治市ウィッグ及び補整具等購入費助成事業 Q & A

15	ウィッグをレンタルして利用する場合、レンタル費用は対象になりますか。	購入費用が対象となりますので、レンタル費用は対象となりません。
16	ウィッグを自作したいが、材料費は対象になりますか。	対象となりません。
対象品について（補整具等）		
17	どのようなものが対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エピテーゼ（人工乳房・人工ニップル等胸部に限らない補整用人工物。それらを固定する下着も含む）</li> <li>・ 補整下着（パットも含む）</li> <li>・ 専用入浴着</li> <li>・ 弾性着衣（弾性ストッキング・弾性スリーブ・弾性グローブ）</li> </ul> <p>上記のものが対象となります。対象品に含まれるか迷われたときにはお問い合わせください。</p>
18	複数の補整下着を複数の店舗で購入した場合も対象となりますか。	個数や購入店舗数は問いません。助成は1回のみとなりますので、まとめた合計額で申請してください。ただし、全ての購入品が申請期限内であることが必要です。
助成金額について		
19	助成額はいくらですか。	助成額は、ウィッグ・補整具等、それぞれ購入費用の2分の1（1,000円未満は切り捨て）の額で、上限3万円です。
申請書類について		
20	申請書はどこでもらえますか。	市のホームページからダウンロードしていただけます。申請窓口にも置いてあります。
21	申請書の記入の仕方がわかりません。	窓口で確認しながら記載していただきますので、ご不明なところは空白のままでかまいません。
委任状について		
22	委任状はどのような場合に必要ですか。	申請者（請求者）と領収書の氏名が異なる時に必要です。
購入日及び金額の明細がわかる書類（領収書等）		
23	領収書の様式は決まっていますか。	<p>領収書の様式は問いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①宛名（申請者または補装具等使用者の氏名）</li> <li>②購入年月日</li> <li>③購入金額</li> <li>④購入品名</li> <li>⑤領収書発行者の名称・住所及び押印</li> </ul>
24	店舗で購入した際、レシートしかもらえませんでした。申請できますか。	<p>①～⑤の記載が必要です。</p> <p>また、購入金額が5万円以上の場合、収入印紙の貼付及び割印も必要です。</p>

今治市ウィッグ及び補整具等購入費助成事業 Q & A

25	領収書に収入印紙が貼っていませんが、どうしたらいいですか。	<p>①購入金額が税抜き5万円未満の場合                  ②クレジットカード払いで購入した場合                  ①②の場合は収入印紙は不要です。                  なお、②の場合は、領収書にクレジットカード払いであることの記載が必要です。                  ①②以外の場合は、購入先に収入印紙の貼付を依頼してください。</p>
26	インターネットで購入しましたが、領収書を発行してもらえませんでした。	<p>発行されない場合は、購入内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。  <b>【購入内容が確認できる書類】</b>                  購入した補整具等が掲載されているパンフレットやカタログ等  <b>【支払内容が確認できる書類】</b>                  クレジットカード会社からの請求明細等</p>
27	領収書に金額の内訳の記載がない場合、どうしたらいいですか。	<p>購入明細書や納品書など、内訳の内容がわかるものを併せてご提出ください。</p>
がんの治療を受けていることを証明する書類		
28	治療を証明する書類として、どのような書類が必要ですか。	<p>がん治療を行ったことがわかる書類（氏名・病名・治療内容の記載があるもの）のコピーを提出してください。                  必要事項が記載している場合は1種類でかまいませんが、必要事項の記載がない場合は、複数の書類が必要です。                  申請のために特別な診断書等は必要ありません。                   例) 化学療法の同意書・外科的治療の同意書・診療明細書・治療方針計画書・お薬手帳など</p>
交付申請について		
29	申請書類の提出先はどこですか。	<p>今治市健康推進課（今治市中央保健センター）または、各支所にて受け付けています。</p>
30	郵送での申請も可能ですか。	<p>郵送でも受け付けています。下記へ送付ください。                  今治市健康推進課                  〒794-0043 今治市南宝来町1-6-1                  簡易書留等、記録が残る方法での送付をおすすめします。郵便物の不着事故等は責任を負いかねます。</p>
31	申請してから振り込みまでどのくらいの期間がかかりますか。	<p>1か月から2か月ほどかかります。                  交付決定通知はありませんので、直接振込口座をご確認ください。</p>